

# 飯田市オープンデータの利用に係る「公共データ利用規約（第1.0版）に関する重要情報」

PDL1.0における記載例部分について、個別の規定は以下のとおりです。

## 1) 出典の記載について

ア 本コンテンツを利用する際は出典を記載してください。出典の記載方法は以下の出典記載例を参考にしてください。

（出典記載例）

出典:飯田市(当該ページの URL)、PDL1.0(規約原文ページの URL)(〇年〇月〇日に利用)など

イ 本コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったこと及びその主体を記載してください。記載方法は、以下の例を参考にしてください。なお、編集・加工した情報を、あたかも飯田市が作成した未加工のままであるかのような態様で公表・利用してはいけません。

（本コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例）

「〇〇〇〇一覧」(飯田市)(当該ページの URL)を加工して作成

「〇〇〇〇一覧」(飯田市)(当該ページの URL)をもとに〇〇株式会社作成 など

## 2) 第三者の権利を侵害しないようにしてください

本コンテンツのうち第三者が権利を有しているものについては、出典の表記等によって第三者が権利を有していることを直接的又は間接的に表示・示唆しているものもありますが、明確に第三者が権利を有している部分の特定・明示等を行っていないものもあります。利用する場合は利用者の責任において確認してください。

例:オープンデータライブラリ内に掲載されている画像やイラスト等のうち、利用条件について特段の表記がないもの